入　札　説　明　書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第８号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　調達内容

（１）業務の名称

複合機（カラー　高速機）（経営企画課）１台の賃貸借及び保守業務

なお、括弧内の「カラー　高速機」の用語は複合機の処理能力を表すものとし、詳細は別添複合機の賃貸借及び保守仕様書（以下「仕様書」という。）による。

（２）借入物品の名称

複合機（カラー　高速機）（経営企画課）１台

（３）業務の仕様

仕様書のとおり

（４）業務期間及び賃貸借期間

業務期間は令和７年９月１日から令和11年10月31日までとし、賃貸借期間は令和７年10月１日から令和11年９月30日までとする。ただし、令和８年度以降において、本件公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、令和11年９月については、次回更新する複合機の搬入搬出作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

（５）納入期限

令和７年９月３０日とする。

（６）納入場所

　　　鳥取市東町一丁目271番地　鳥取県庁第２庁舎２階　鳥取県企業局経営企画課　１台

２　入札参加資格

　　本件公告に記載のとおり

３　契約担当部局

　　本件公告に記載のとおり

４　入札手続等

（１）入札の手続に関する担当部局

　　　本件公告に記載のとおり

（２）業務の仕様に関する担当部局

　　　本件公告に記載のとおり

（３）入札説明書等の交付方法

本件公告に記載のとおり

（４）郵便等による入札

本件公告に記載のとおり

（５）入札及び開札の日時及び場所

本件公告に記載のとおり

５　入札に関する問合せの取扱い

（１）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第２号）を作成し、４の（１）の場所に令和７年７月22日（火）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（２）疑義に対する回答

（１）の質問に対する回答については、令和７年７月23日（水）までにインターネットの企業局ホームページ（[http://www.pref.tottori.lg.jp/kigyoukyoku/](http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=404)）によりまとめて閲覧に供する。

６　入札参加者に要求される事項

（１）機種承認及び事前提出物の提出について

　　ア　機種承認について

　　納入しようとする借入物品が仕様書の５に示す仕様に適合することについて、４の（２）の所属の承認（以下「機種承認」という。）を受けなければならない。機種承認を受けるに当たっては、郵送又は持参により令和７年７月25日（金）午後５時までに４の（２）の場所に借入物品の機種に関する資料（様式第４号及びパンフレット）を提出すること。

　　　　なお、機器承認の結果については、令和７年７月30日（水）までに通知することとし、機種承認を受けた後でなければ、７の事前提出物を提出することはできない。

　　イ　事前提出物の提出について

　　　　本件入札に参加を希望する者にあっては、７の事前提出物を作成の上、令和７年８月５日（火）正午までに４の（１）の場所に提出することとし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（２）天災その他やむを得ない事由により、機種承認を受けた機種が製造中止となる等の４の（２）の所属がやむを得ない事情であると認めた場合に限り、納入しようとする借入物品の変更を４の（２）の所属に申し込むことができる。

（３）入札者は、（１）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（４）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（５）提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

７　事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各１部とする。

（１）入札参加資格確認書（様式第１号）

（２）アフターサービスの体制等（様式任意）

ア　迅速な保守、点検、修理その他のアフターサービスができることを証する書類（メンテナンスサービス体制図等）

イ　対応機種のメーカーによる支援が確約されていることを証するもの（代理店・特約店・メーカー支援の証、パートナー証明書、サポート証明書等）

ウ　入札者と対応機種の保守業者が異なる場合は、本件入札に係る機種の保守に関して、賃貸借期間を通して保守業者の支援が確約されていることを証するもの

８　資格審査について

（１）６の（１）のイにより提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和７年８月７日（木）までに通知する。

（２）（１）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和７年８月18日（月）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（３）（２）により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和７年８月　19日（火）までに書面により回答する。

９　入札条件

（１）入札書（様式第５号）には、（２）に示す方法により算出した複合機１台当たりの月間賃借料及び保守料単価を記載し、（３）に示す方法により計算した年間賃借料及び年間保守料の合計額を入札金額として入札書に記載すること。

　　　なお、入札書に記載する月間賃借料及び保守料単価は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額とすること。

また、この契約は、賃貸借にあっては１台１月当たりの単価、保守業務にあっては複写片面１枚当たりの単価による単価契約とする。このため落札金額が契約金額とならないので注意すること。

（２）入札書に記載する金額の算出方法は次のとおりとする。

　　ア　賃借料

複合機１台当たりの月間賃借料とし、複合機の搬入、設置、撤去、搬出、設定、付保する動産総合保険等に要する一切の経費を含むものとする。

なお、複写枚数管理装置を要する複合機については、当該装置の経費も賃借料に含むものとする。

　　イ　保守料

（ア）保守料単価とし、修繕、トナー交換及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）の供給及びカウンター情報等の取得に要する一切の経費を含むものとする。

（イ）単一の単価を入力すること。

（ウ）複写片面１枚当たりの単価を入力すること（小数点以下第２位までを入力することができる。）。

（３）年間賃借料及び年間保守料の計算方法は次のとおりとする。

ア　年間賃借料

年間賃借料＝月間賃借料（複合機1台当たりの月間賃借料）×12

イ　年間保守料

年間保守料＝入札書に記載された保守料単価×仕様書に示す年間複写使用見込枚数

ウ　年間賃借料及び年間保守料の合計額

ア＋イ

（４）入札者は件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（５）入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（６）入札者は、次に掲げる手続を行った上で、入札を辞退することができる。

ア　入札の執行前にあっては、入札辞退届を持参又は郵便等の方法により提出すること。

イ　入札の執行中にあっては、入札辞退届を、入札執行者に提出すること。この場合において、すでに入札書を提出した入札者は、辞退を認めない。

ウ　入札参加者は、入札を辞退したことを理由として、以後の入札で不利益な取扱いを受けることはない。

（７）入札書及び委任状は、それぞれ様式第５号及び様式第３号を使用すること。

（８）入札書及び委任状の宛名は「鳥取県知事　平井　伸治」とすること。

（９）再度入札は２回とする。（初度入札を含めて３回とする。）

（10）再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

（11）入札者は、政令、会計規則、財務規程、本件公告、仕様書、契約条項及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

（12）入札後、本件公告、仕様書、契約条項及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

本件公告に記載のとおり

（２）契約保証金

本件公告に記載のとおり

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

1. 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
2. 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
3. 他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札

（４）入札参加資格確認書（様式第１号）を提出していない者のした入札

（５）委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

（６）入札に際し、不正の行為があった者のした入札。

（７）政令、会計規則、財務規程、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

（８）有効な入札書が添付されていない入札

（９）機種承認を受けずに行った入札

12　落札者の決定方法

（１）本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、財務規程第65条の５の規程によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）入札金額が同額で落札予定者が２者以上となった場合、当該落札予定者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者に決定する。

13　契約書作成の要否

　　要

14　手続における交渉の有無

　　無

15 その他

1. 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
2. 落札者は、落札決定後直ちに納入する機種を４の（２）の場所に通知すること。

（３）開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

（４）本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

（５）契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として、９の（３）に示す方法により計算した年間賃借料及び年間保守料に、それぞれ当該金額の当該違約金に係る事由が発生した時点の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の合計額の10分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者がカ又はキに掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア　業務の履行不能が明らかであるとき。

イ　業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ　業務の一部の履行が不能である場合又は業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

エ　前各事項に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が相当の期間を定めてその履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

オ　受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

キ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（６）10の（２）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第６号）を、４の（１）の場所に提出すること。

（８）発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約に関する同意書（様式第７号）を、４の（１）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。